

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【投資銀行及び仲介（FN-IB） 産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**投資銀行及び仲介（FN-IB）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies) 、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

投資銀行及び仲介 Investment Banking & Brokerage (FN-IB)

「投資銀行及び仲介」産業は、資本調達及び資本配分プロセスの支援、並びに会社、金融機関、政府、富裕層の個人のためのマーケット・メイキングやアドバイザーサービスの提供を含む、資本市場においてさまざまな機能を担っている企業により構成される。

具体的な活動には、報酬に基づく金融アドバイザーサービス及び証券引受サービス、投資家のために手数料又は報酬に基づき証券又はコモディティの売買契約及びオプションを売買することを含む、証券又はコモディティの仲介活動、並びに株式、債券、通貨、コモディティ及び他の証券を顧客又は自己のために売買することを含む、トレーディング及び本人としての投資活動（principal investment activities）が含まれる。

投資銀行はまた、インフラ及びその他のプロジェクトのために融資を新規実行したり、証券化したりする。

この産業に属する企業は、グローバルな市場から収益（revenues）を生み出しており、したがって、さまざまな規制環境にさらされている。

この産業は継続して、システミック・リスクを表すオペレーションの諸側面を改革し開示するよう規制上のプレッシャーに直面している。具体的には、企業は新しい資本規制、ストレス・テスト、自己取引の制限及び報酬実務に対する強化された監督に直面している。

トピック	コード	指標
投資銀行及び仲介活動における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	FN-IB-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> 環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ、(1)引受け、(2)アドバイザー及び(3)証券化取引から生じた産業別の収益 (revenue)
	FN-IB-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> 環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ投資及び融資の産業別の(1)件数及び(2)合計額
	FN-IB-410a.3	<ul style="list-style-type: none"> 投資銀行及び仲介活動に環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因を組み込むためのアプローチについての記述
移行リスクへのエクスポージャー	FN-IB-1	<ul style="list-style-type: none"> 主要な各ビジネスラインについて、産業別の： <ul style="list-style-type: none"> ➤ (1)絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 ➤ (2) 関連する収益 (revenue) すなわち、ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions)
	FN-IB-2	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) を計算するために用いた方法の記述

環境、社会及びガバナンス（ESG）要因は、投資銀行がサービスを提供又は投資する、さまざまな産業に属する企業、資産及びプロジェクトに重要性がある（material）意味合いを有する可能性がある。

したがって、引受け、アドバイザー、並びに投資及び融資活動において、これらの要因を考慮することにより、投資銀行は、重大な（significant）正及び負の環境及び社会的外部性に対処することができる。

ESG 要因に関連する価値の創造及び損失の両者の可能性は、投資銀行及び仲介業者が、これらのESG要因を、セルサイド・リサーチ、アドバイザーサービス、オリジネーション、引受け、及び本人としての取引（principal transactions）を含むすべてのコア商品の分析及び評価に組み込む責任を、株主及び顧客に対して有することを示唆している。

これらのリスク及び機会への対処ができない投資銀行及び仲介業者は、**風評及び財務上のリスクの増大にさらされる**可能性がある。

一方、ESG リスクを適切に反映する（pricing）ことによって、**投資銀行の財務リスクエクスポージャーを削減、追加収益（revenue）を生成、又は新しい市場機会を創出（又はこれらの複数のもの）**する可能性がある。

この産業の企業が、この課題に関するパフォーマンスをどの程度うまく管理しているかを投資家が理解できるように、投資銀行は ESG 要因がコア商品及びサービスにどのように組み込まれているかを開示すべきである。

コード： FN-IB- 410a.1	指標： 環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の統合を組み込んだ、 (1)引受け、(2)アドバイザー及び(3)証券化取引から生じた産 業別の収益（revenue）	測定単位： 表示通貨
1	環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の統合を組み込んだ取引から得られた総収益（revenue）を報告する	
1.1	ESG要因の統合：重要性がある（material）ESG要因を引受け、アドバイザー及び証券化活動に体系的かつ明示的に含めること、として定義	
1.1.1	ESG要因が前述の活動にどのように統合されているか記述する	
2	主要なビジネス活動（(a)引受け、(b)アドバイザー及び(c)証券化を含む）からの収益（revenue）を区分する	
3	取引からの収益（revenue）を産業別に区分する	
3.1	取引の分類に、世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを用いる	
3.1.1	報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる	
3.1.2	GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する	
4	エクスポージャーの金額ベースで、少なくとも上位10の産業、又はエクスポージャー全体の金額の2%以上を占める産業について、開示を提供する	

コード： FN-IB- 410a.2	指標： 環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の統合を組み込んだ投資 及び融資の産業別の(1)件数及び(2)合計額	測定単位： 数、表示通貨
1	環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の統合を組み込んだ自己勘定投資及び融資の件数を報告する	
2	ESG要因の統合を組み込んだ自己勘定投資及び融資の価値を報告する	
4	ESG要因の統合：自己勘定投資及び融資に関連する企業の意思決定プロセスに情報提供するために、定性的なリスク及び機会、定量的な指標、並びにESG変数のモデルへの組み込みを通じて、重要性がある（material）ESG要因を伝統的なファンダメンタル財務分析に体系的かつ明示的に含めるもの	
5	投資及び融資の件数並びに価値を産業別に区分する	
5.1	世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを取引の分類に用いる	
5.1.1	報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる	
5.1.2	GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する	
5.2	エクスポージャーの金額ベースで、少なくとも上位10の産業、又はエクスポージャー全体の金額の2%以上を占める産業について、開示を提供する	

コード： FN-IB- 410a.3	指標： 投資銀行及び仲介活動に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因 を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
1	環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を投資銀行及び仲介活動に組み込むためのアプローチ について記述する	
1.1	ESG要因の組み込みの定義は、Global Sustainable Investment Alliance（GSIA）の定義と 整合し、投資の意思決定プロセスにおけるESG情報の利用を含める	
1.2	ESG要因又は課題の例はPRI報告フレームワークの「主な定義」2018年版のセクション「ESG issues（ESGの課題）」に提供されている	
1.3	投資銀行及び仲介活動の範囲には、(a)引受け、(b)アドバイザー、(c)証券化、(d)投資及び 融資、並びに(e)証券サービスを含むが、これらに限定されない	
2	ESG要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述する	
2.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
2.1.1	<ul style="list-style-type: none"> • 通常業務の中でESG要因の組み込みを担当する当事者 	
2.1.2	<ul style="list-style-type: none"> • 関与した従業員の役割及び責任 	
2.1.3	<ul style="list-style-type: none"> • ESG関連調査を実施するためのアプローチ 	
2.1.4	<ul style="list-style-type: none"> • 製品及びサービスにESG要因を組み込むためのアプローチ 	

コード： FN-IB- 410a.3	指標： 投資銀行及び仲介活動に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因 を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
3	ESG要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述する	
3.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
3.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方） 	
3.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 関与した従業員の役割及び責任 	
3.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ESG組み込みの品質を評価する際に使用される規準 	
4	その投資銀行及び仲介活動にわたって、将来のESG動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実施しているかどうかについて説明する	
4.1	関連する場合には、企業は、(a)引受け、(b)アドバイザー、(c)証券化、(d)投資及び融資並びに(e)証券サービスのビジネスラインを含む、具体的なビジネス活動において、シナリオ分析が実施されているかどうかについて開示する	
4.2	ESG動向には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない	

コード： FN-IB- 410a.3	指標： 投資銀行及び仲介活動に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因 を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
5	セクター又は産業固有とみなすESG動向と同様に、セクター及び産業への影響（impact）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなすESG動向について説明する	
6	ESG要因に対するリスクの重大な（significant）集中について記述する <ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素関連資産、水ストレス地域、サイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない 	
7	ESG要因がどのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（influence）を記述する <ul style="list-style-type: none"> 7.1 顧客又は個別取引のリスク・プロファイルに影響を与える（affect）伝統的なマクロ経済要因 7.2 顧客の信用力に加え、財政状態及び経営成績に影響を与える（affect）伝統的なミクロ経済要因 7.3 投資及び融資の時間軸 7.4 投資並びに融資のリスク及びリターンプロファイル 7.5 (a)引受負債及び株式証券、(b)アドバイザリー取引（合併及び買収等）及び(c)証券化資産に関するリスク・プロファイル 	

低炭素経済への移行に関連するリスク及び機会は、資金供与又はその他の資本市場の活動（又はこの両方）及び金融アドバイザリーサービスのいずれかの投資銀行サービスを通じて、企業、資産及びプロジェクトに重大な（significant）示唆を有する可能性がある。

後者については、政策の変更、技術イノベーション及び市場ダイナミクスの変化によって、**銀行の企業価値に最終的に影響する（impact）**可能性がある風評被害を含む移行リスクが生じる可能性がある。

あるいは、低炭素経済への移行は**新しい市場機会を創出し、収益（revenue）の増加につながる**可能性がある。

引受け、アドバイザリー及び証券化活動を含むコア商品及びサービスの提供に関連する温室効果ガス（GHG）排出（**「ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）」**と呼ばれる概念）を測定及び開示することは、一般目的財務報告の利用者が、企業の資本市場活動によって生み出す収益（revenue）についての示唆を評価するのに、有用な情報を提供する可能性がある。

コード： FN-IB-1	指標： 主要な各ビジネスラインについて、産業別の (1)絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 (2) 関連する収益 (revenue) すなわち、ファシリテーションに係る排出(facilitated emissions)	測定単位： CO ₂ 換算メートルトン(t)、表示通貨
1	各産業について、主要なビジネスライン別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、絶対総量 (absolute gross) のファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) を開示する	
1.1	ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) : 企業による資本市場及び金融アドバイザリーサービスの提供に起因する相手方の総排出量 (gross emissions) 。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準に基づき、スコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類	
1.2	絶対総排出量 (absolute gross emissions) : CO ₂ 換算メートルトン単位で表される、スコープ1排出、スコープ2排出又はスコープ3排出の総量 (total quantity)	
1.3	総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG	
1.4	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。	

<p>コード： FN-IB- 1</p>	<p>指標： 主要な各ビジネスラインについて、産業別の (1)絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 (2) 関連する収益 (revenue) すなわち、ファシリテーションに係る排出(facilitated emissions)</p>	<p>測定単位： CO₂換算メートルトン(t)、表示通貨</p>
<p>2</p>	<p>産業別に、報告期間における主要なビジネスラインの総収益 (revenue) を開示する</p>	
<p>2.1</p>	<p>収益 (revenue) は、IFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成された企業の財務諸表に認識された対応する金額と一貫する</p>	
<p>2.2</p>	<p>収益 (revenue) は、企業の表示通貨を用いて開示する</p>	
<p>4</p>	<p>開示の範囲には、すべての産業を含める</p>	
<p>4.1</p>	<p>世界産業分類基準 (GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる</p>	
<p>4.1.1</p>	<p>報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる</p>	
<p>4.2</p>	<p>GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する</p>	

コード： FN-IB- 2	指標： ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）を計算するために用いた方法の記述	測定単位： 該当なし
1	ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）を計算するために用いた方法を記述する	
1.2	記述には、企業による資本市場及び金融アドバイザリーサービスの提供に関連する企業の排出のシェアを帰属するために用いた配分方法を含める	
1.3	記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含める	
1.4	可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示する	
1.5	見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述する	
1.6	投資先又は相手方のGHG排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べる（例えば、忠実な測定を設定できない等）	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
FN-IB-000.A	(a)引受け、(b)アドバイザー及び(c)証券化取引の(1)件数及び(2)価値	定量	数、表示通貨
FN-IB-000.B	セクター別の自己勘定投資及び融資の(1)件数及び(2)価値	定量	数、表示通貨
FN-IB-000.C	(a)債券、(b)株式、(c)通貨、(d)デリバティブ及び(e)コモディティ商品に関するマーケット・メイキング取引の(1)件数及び(2)価値	定量	数、表示通貨

FN-IB-000.A – シンジケート取引の場合は、企業が説明責任を負う価値のみを含めなければならない。

FN-IB-000.B – 投資先及び借手の分類に世界産業分類基準（GICS）を用いなければならない。

